

愛媛県森林整備工事入札者心得

愛媛県の発注する森林整備工事の入札参加者は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札は、愛媛県電子入札運用基準（森林整備工事）（平成18年3月30日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき入札執行者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。）
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。（なお、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、開札前に入札執行者の確認を受けること。

また、やむを得ず紙入札方式による場合の入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住 所
氏 名
代理人 氏 名 ⑩

※ 代理人の押印を省略する場合

〔 責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先： 〕

- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、指名を受けた者においては、閲覧所において設計書を閲覧する際には、「入札通知書」画面を印刷したもの（やむを得ず紙入札方式による場合は、入札通知書の写しによる。）を閲覧事務担当者に提出するものとする。
- 7 入札者がいないとき又は1者であるときは、入札を中止するものとする。ただし、当分の間、入札者

がないときに限り、入札を中止するものとする。

8 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札

(2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(3) 代理権限のない者のした入札

(4) 明らかに連合によるものと認められる入札

(5) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札

(6) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札

(7) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札

(8) やむを得ず紙入札方式による場合で、誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札

9 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。

10 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。

11 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。開札に立ち会う者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。(やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。)

12 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。

13 入札者中予定価格以内(愛媛県森林整備工事最低制限価格制度実施要綱(平成21年10月1日制定)の適用を受ける工事にあつては、予定価格以内かつ最低制限価格以上。)で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、愛媛県森林整備工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年5月1日制定)の適用を受ける工事において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。

14 愛媛県森林整備工事低入札価格調査制度実施要綱の適用を受ける工事において、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札をした者は、契約担当者の行う同要綱に基づく調査(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。

15 県が発注する複数の工事において、同時に開札を執行する場合は、予定価格の高いものから一件毎に順に開札するものとし、低入札価格調査の対象となる工事があった場合は、当該低入札価格調査の対象とならなかった工事を優先して落札者を決定するものとする。

なお、この場合、入札参加者は、複数の工事において同一の技術者を配置予定技術者(森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月30日告示第1250号)

(以下「資格審査に関する要綱」という。)第2条第1号の表の2に掲げる要件を満たしている者で、同要綱第4条第2項の規定に基づく森林整備工事競争入札等参加者名簿(以下「参加者名簿」という。)

に登録されたものに限る。以下同じ。)とすることができる。ただし、複数の工事のうち、一の工事を落札した場合において、残りの工事について技術者の専任での配置が困難と認められるときは、当該残りの工事については入札書が無効とする。

- 16 入札回数は、1回とする。

なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札（指名競争入札にあっては、指名替え又は再入札）とする。
- 17 入札執行者は、必要があると認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 18 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
- 19 入札者は、入札後、愛媛県会計規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 20 落札者は、落札の通知を受けた日から7日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 21 予定価格4,000万円以上の工事（主任技術者（資格審査に関する要綱第2条1項の表に掲げる要件を満たす者で参加者名簿に登載された者に限る。以下同じ。）の専任を義務付ける工事）の指名競争入札にあっては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）。
- 22 前項により落札決定を取り消したときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者について配置予定技術者の確認を行うものとする。
- 23 主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあっては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。
 - (1) 主任技術者の配置が義務づけられている請負代金額4,000万円以上の工事（以下「主任技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあっては、専任で配置しなければならない主任技術者とは別に、専任で1名現場に配置を求めるものとする。
 - (2) 請負代金額4,000万円未満の工事において、配置する主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。
- 24 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
- 25 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上（低入札価格調査に係る契約にあっては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 26 低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内に引き下げるものとする。
- 27 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（25に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失

うものとする。

- 28 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 29 県工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに県に報告（下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）にあっては、請負者に報告）し、警察への届出を行うこと。県への報告及び警察への届出（下請負人にあっては、請負者への報告）を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 30 県工事の施工にあたり、工事関係者事故又は公衆損害事故が発生した場合には、速やかに発注担当部局を通じて許可担当部局へ報告すること。事故発生に関して、労働基準監督署、検察庁、裁判所による処分等（是正勧告、指導票の行政指導を含む。）を受けた場合にも速やかに報告すること。県への報告を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 31 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会う等の協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除する等の是正措置を講じなければならない。
- 32 電子入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、愛媛県電子入札運用基準（森林整備工事）によるものとする。
- 33 この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等の場合に準用する。

入 札 辞 退 届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

※押印を省略する場合

〔 責任者職氏名・連絡先
担当者職氏名・連絡先 〕

(契約担当者) 様

注： 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）を準用し、これに定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。